

## ◎市単独事業による災害復旧

### ☆市単独事業による災害復旧とは

国庫補助要件を満たさない被災した農地、農業用施設について、市の単独事業として原形に復旧するものです。

### ☆対象となるには

- ・災害発生日より3週間以内の被災報告が必要です。
- ・現在耕作している農地または利用している農業用施設で、適切な維持管理を行っていることが前提となります。維持管理不足により発生した損害は認められません。

### ☆災害復旧事業申請書(分担金同意書)の提出について

災害復旧事業申請書(分担金同意書)は、市職員の現場確認後すみやかに提出してください。提出がなければ工事に着手できません。なお、申請者都合による申請書の取下げはできません。

### ☆分担金について

事業に伴い、申請者からの分担金が必要となります。なお、農地の災害復旧には復旧限度額が定められており、それを超える事業費については全額自己負担となります。

| 工種    | 種別                   | 事業分担金   |
|-------|----------------------|---------|
| 農地    | 田・畑（果樹園を含む）          | 事業費の30% |
| 農業用施設 | 水路・道路・ため池・頭首工・揚水機・橋梁 | 事業費の20% |

※問い合わせ 朝倉市農地等・林道災害対策室 0946-52-0278